

検査時等に提出を求める構造関係書類一覧（大連協統一規準）

大阪府内建築行政連絡協議会

この構造関係書類一覧（大連協統一規準）は、建築基準法に基づき工事監理者等に対して、中間検査や完了検査時などに工事監理の状況を把握するために特に必要があるものとして提出を求める書類を定めたものである。

凡例

- ◎：必ず求める。
- ：該当事項があれば求める。
- ：中間検査対象外建築物、工区割りがされている建築物、特殊性により個別対応を要する建築物等について建築主事及び確認検査員が資料提出を要すると判断した場合に提出を求める。
- ：「コンクリート工事に関する取扱要領」適用時求める。

注意

- ・ 中間検査受検済資料を完了検査時においても提出を求める場合があります。
- ・ 中間検査特定工程の指定が無いものについては、中間検査時に提出する資料はありません。
- ・ 型式適合認定等の認定のあるものについては、個別判断になります。
- ・ 工作物については、構造区分に応じて（１）～（４）を準用して下さい。
- ・ 法第６条第１項第３号の建築物で法第６条の４の確認の特例の適用を受けないものは、構造区分の（１）～（４）を準用して下さい。
- ・ 構造区分に「◎」「○」の記載が無い場合でも、項目欄の内容確認が必要な場合は、適宜、提出又は提示を求めて下さい。